

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長 野 実

ＭＢＯや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に伴う
「企業行動規範に関する規則」等の一部改正について

本所は、「企業行動規範に関する規則」等の一部改正を行い、2025年7月22日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、近年、上場会社において、株主・投資者を意識して中長期的な企業価値向上に取り組む必要性が高まり、事業ポートフォリオの見直し等の取組みが進められる中で、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化など、構造的な利益相反リスクの高いキャッシュアウト等の件数も高水準で推移しています。

これらの場面については、2019年の経産省による「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」という）の策定後、一般株主保護の観点から特別委員会における検討等の実務が進展している一方、投資家からは、特別委員会の実効性に関する懸念や価格の公正性を判断するために必要な株式価値算定に関する開示等の不足を指摘されています。

こうした状況を踏まえ、公正M&A指針の枠組みがより実効的に機能していくよう、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化等に関する企業行動規範の遵守すべき事項について、所要の見直しを行うものです。

あわせて、上場会社として必要なＩＲ体制の整備を求める見直し等も行います。

I. 改正概要

1. ＭＢＯ等に関する規範

① 少数株主にとって不利益でないことに関する意見の見直し

(a) 対象行為

- 上場会社は、ＭＢＯや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合には、意見入手を行うものとします。

・ 企業行動規範に関する規則第10条第1項、同規則取扱い3.の2(3)

(b) 入手先

- 上場会社は、上記(a)対象行為に記載の場合には、利害関係を有しない社外取締役、社外監査役、社外有識者で構成さ

・ 企業行動規範に関する規則第10条

れる特別委員会から意見入手を行うものとします。	第1項、同規則取扱い3.の2(1)
(c) 意見の内容 ・ 上場会社は、上記(a)対象行為に記載の場合には、「一般株主にとって公正であることに関する意見」を入手するとともに、当該意見を開示するものとします。 ・ 当該意見には、以下に掲げる事項に関する特別委員会の検討及び判断の内容を含めるものとします。 ➤ 上記(a)対象行為の是非 上記(a)対象行為が、上場会社の企業価値向上に資するか否か ➤ 取引条件の公正性 買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているか否か ➤ 手続の公正性 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否か ② 必要かつ十分な開示 ・ 上場会社は、その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合の適時開示についても、必要かつ十分に行うものとします。	・ 企業行動規範に関する規則第10条第1項及び第2項 ・ 企業行動規範に関する規則の取扱い3.の2(2) ・ 企業行動規範に関する規則第10条第2項
2. IR体制の整備 ・ 上場会社は、株主・投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制(IR体制)を整備しなければならないものとします。	・ 企業行動規範に関する規則第5条の4
II. 施行日 ・ 2025年7月22日より施行します。 ・ 1. に関しては、施行日以後にMBOや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定するものから適用します。	

以 上

「企業行動規範に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	7
4. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	9
6. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	10
7. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	13

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる事実が発生した場合 a～f (略) g 支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。）の異動又はその他の関係会社（<u>財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。</u>）の異動 h・i (略) j 親会社等（親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等 k～w (略) (3)～(7) (略) 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定	(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる事実が発生した場合 a～f (略) g 支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下<u>この規則において</u>同じ。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。）の異動又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動</u> h・i (略) j 親会社等（親会社、<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。</u>）に係る破産手続開始の申立て等 k～w (略) (3)～(7) (略) 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第

める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) a～r (略) s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、<u>弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u> t (略) (2)・(2)の2 (略) 3～9 (略) 10 支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。 11～14 (略) 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) a～r (略) s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の<u>弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u> t (略) (2)・(2)の2 (略) 3～9 (略) 10 支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。 11～14 (略)
---	--

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(I R 体制の整備)</u> <u>第 5 条の 4 上場会社は、株主及び投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備するものとする。</u> <u>(M B O 等に係る遵守事項)</u> <u>第 1 0 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項(当該事項又は第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、本所が別に定めるところにより、本所が定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして本所が認める場合には、本所が別に定めるところにより、本所が定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</u> <u>(1) 公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)</u> <u>(2) 公開買付者が支配株主、その他の関係会社(財務諸表等規則第 8 条第 8 項に規定するその他関係会社をいう。以下同じ。)その他本所が定める者である公開買付け</u> <u>(3) 適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 e、f の 2、f の 3、a i 又は a j に掲げ</u>	(新設) <u>(M B O の開示に係る遵守事項)</u> <u>第 1 0 条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)に関して、適時開示規則第 2 条第 1 号 t に定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。</u>

る事項（支配株主、その他の関係会社その他本所が定める者（当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）

2 上場会社は、前項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表若しくは株主に対する表示又は同項第3号に掲げる事項（当該公開買付け、当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合には、必要かつ十分な適時開示を行うとともに、当該適時開示に前項の意見を記載した書面を添付するものとする。

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合（前条第1項本文に規定する場合を除く。）には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主からの独立性を有する者による意見の入手を行うものとする。

（1） 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、e（上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべて

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

（1） 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからtまで又はa i から a m に

の株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合に限る。）、fの2からhまで、jからnまで、rからtまで又はa iからa mに掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第10条の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表若しくは株主に対する表示、同項第3号に掲げる事項又は第10条の2第1項各号に規定する事項を行うことについての決定をする場合から適用する。ただし、施行日より前に第10条第1項第1号又は第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行うことについての決定をしている場合であって、施行日以後に当該公開買付けと一連の行為と

掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

（決算内容に関する補足説明資料の公平な提供）

第18条の3 上場会社は、適時開示規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

して同項第 3 号に掲げる事項を行うことについて の決定をするときは、なお従前の例による。	
--	--

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 （1）～（3）（略） （4）第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。 a～o（略） p 支配株主又はその他の関係会社（<u>財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。</u>）を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の（3）に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又はその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。） 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 （1）～（3）（略） （4）第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。 a～o（略） p 支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社</u>を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の（3）に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社</u>を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場審査）関係 (1) (略) (2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。 a (略) b 第2号関係 (a)・(b) (略) (c) 新規上場申請者が親会社等<u>（親会社又は財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）</u>を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。 イ～ハ (略) c～e (略) (3)～(5) (略) 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	1. 第2条（上場審査）関係 (1) (略) (2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。 a (略) b 第2号関係 (a)・(b) (略) (c) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。 イ～ハ (略) c～e (略) (3)～(5) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1)・(2) (略) (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの3 (略) eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項 当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3.の2 <u>(3) aからfまでに掲げる者</u>である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに f～n (略) (4)～(7) (略) 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1)・(2) (略) (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの3 (略) eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項 当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3.の2 <u>に定める者</u>である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに f～n (略) (4)～(7) (略)

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<u>3. の2 第10条（MBO等に係る遵守事項）</u> <u>関係</u> <u>（1） 第10条第1項本文及びただし書に規定する本所が定める者とは、同項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けの公開買付者又は同項第3号に掲げる事項に関連する支配株主、その他の関係会社及び第3項各号に掲げる者からの独立性並びに当該公開買付け又は当該事項の成否からの独立性を有する社外取締役又は社外監査役その他のこれらの独立性を有する者をいう。</u> <u>（2） 第10条第1項に規定する意見には、次のaからcまでに掲げる事項に関する検討の内容、判断及びその根拠を含めるものとする。</u> <u>a 取引の是非</u> <u>第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付け又は同項第3号に掲げる事項が、上場会社の企業価値向上に資するかどうか</u> <u>b 取引条件の公正性</u> <u>買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうか</u> <u>c 手続の公正性</u> <u>取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうか</u> <u>（3） 第10条第1項第2号及び第3号に規定する本所が定める者とは、次のaからfまでに掲げる者をいう。</u> <u>a 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u>	（新設）

b 上場会社の親会社の役員及びその近親者

c 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者

d 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前 c に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

e 上場会社のその他の関係会社の親会社

f 上場会社のその他の関係会社の子会社

3. の 3 第 10 条の 2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）関係

第 10 条の 2 第 1 項に規定する本所が定める者とは、3. の 2（3）の a から d までに掲げる者をいう。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

6. 第 19 条（公表措置等）関係

（1）（略）

（2）上場会社が第 2 章の規定に違反した場合における第 19 条第 1 項第 2 号の規定に

3. の 2 第 10 条の 2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）関係

第 10 条の 2 第 1 項に規定する本所が定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

（1）上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

（2）上場会社の親会社の役員及びその近親者

（3）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者

（4）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

6. 第 19 条（公表措置等）関係

（1）（略）

（2）上場会社が第 2 章の規定に違反した場合における第 19 条第 1 項第 2 号の規定

に基づく公表の要否の判断は、次の a から i ま
でに掲げる区分に従い、当該 a から i ま
でに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反
が行われた経緯、原因及びその情状並びに当
該違反に対して本所が行う処分その他の措
置の実施状況その他の事情を総合的に勘案
して行う。

a ～ d の 2 （略）

d の 3 第 5 条の 4 の規定

第 5 条の 4 に規定する I R 体制の整備
の状況

e （略）

f 第 1 0 条の規定

第 1 0 条第 1 項に規定する意見の入手
状況及び当該意見の内容並びに同条第 2
項に規定する開示の状況

f の 2 第 1 0 条の 2 の規定

第 1 0 条の 2 第 1 項に規定する意見を
記載した書面の入手状況及び当該意見の
内容並びに同条第 2 項に規定する開示の
状況

g ～ i （略）

付 則

この改正規定は、令和 7 年 7 月 2 2 日から
施行する。

に基づく公表の要否の判断は、次の a から
i までに掲げる区分に従い、当該 a から i
までに掲げる事項のほかに、違反の内容、
当該違反が行われた経緯、原因及びその情
状並びに当該違反に対して本所が行う処分
その他の措置の実施状況その他の事情を総
合的に勘案して行う。

a ～ d の 2 （略）

（新設）

e （略）

f 第 1 0 条の規定

第 1 0 条に規定する公開買付けに関し
て行う意見の公表又は株主に対する表示
についての開示における公正性を担保す
るための措置及び利益相反を回避するた
めの措置の開示状況

（新設）

g ～ i （略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 （1）～（8）（略） （9）不適當な合併等 a～e（略） f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この（9）において「猶予期間」という。）をいうものとする。 g（略） （9）の2～（19）（略） 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 （1）～（8）（略） （9）不適當な合併等 a～e（略） f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この（9）において「猶予期間」という。）をいうものとする。 g（略） （9）の2～（19）（略）